

新宿区教育委員会会議録

平成30年第8回定例会

平成30年8月3日

新宿区教育委員会

平成30年第8回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成30年8月3日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時23分

場 所 新宿区役所5階大会議室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	羽 原 清 雅
委 員	菊 田 史 子	委 員	今 野 雅 裕
委 員	星 野 洋		

欠席者

委 員 古 笛 恵 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	山 田 秀 之	中央図書館長	佐 藤 之 哉
教育調整課長	齊 藤 正 之	教育支援課長	志 原 学
学校運営課長	菊 島 茂 雄	主任指導主事	小 林 力
統括指導主事	坂 元 竜 二	統括指導主事	波多江 誠

書記

教 育 調 整 課 主 査	平 明 生	教 育 調 整 課 係 長	勝 山 雄 太
---------------	-------	---------------	---------

議事日程

議案

- 日程第1 第22号議案 平成31年度使用新宿区立小学校教科用図書（「特別の教科 道徳」を除くすべての教科）の採択について
- 日程第2 第23号議案 平成31年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について
- 日程第3 第24号議案 平成31年度使用新宿区立中学校教科用図書（「特別の教科 道徳」）の採択について
- 日程第4 第25号議案 平成31年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について
- 日程第5 第26号議案 平成31年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、平成30年新宿区教育委員会第8回定例会を開会いたします。

本日の会議は、古笛委員が欠席をしておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録署名者は、菊田委員にお願いをいたします。

○菊田委員 承知しました。

○教育長 本日は、「日程第1 第22号議案 平成31年度使用新宿区立小学校教科用図書（「特別の教科 道徳」を除くすべての教科）の採択について」、「日程第2 第23号議案 平成31年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について」、「日程第3 第24号議案 平成31年度使用新宿区立中学校教科用図書（「特別の教科 道徳」）の採択について」、「日程第4 第25号議案 平成31年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」、「日程第5 第26号議案 平成31年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について」を議題といたします。

1件ずつ説明を受け審議するものといたします。

初めに、議案の説明を受ける前に、今回の使用図書採択の本日に至るまでの経過について、私から御説明をさせていただきます。

新宿区立小学校で使用する教科用図書については、平成29年度に「特別の教科 道徳」の教科用図書の絞り込みを行っていることから、今回は「特別の教科 道徳」を除くすべての教科の教科用図書を採択するため、採択候補の教科用図書の確認を行いました。また、新宿区立中学校で使用する教科用図書については、平成27年度に各種目の教科用図書の絞り込みを行っておりますが、平成31年度から新たに「特別の教科 道徳」が加わることから、「特別の教科 道徳」で使用する教科用図書を採択するため、採択候補の教科用図書の絞り込みを行いました。

今回の教科用図書の採択に当たっては、2団体1名からの要望書等が教育委員会に寄せられております。なお、うち1団体については連合会となっております。

また、教科書展示会は、6月1日から6月14日まで特別展示を実施し、6月15日から6月28日まで法定展示を実施いたしました。会場でのアンケートについては、38件の御意見が寄せられました。教育委員会として、心から御礼を申し上げます。

次に、7月18日から7月20日の教育委員会において、議案の取りまとめを事務局にお願い

しましたが、その経過について説明をさせていただきます。

平成31年度使用新宿区立小学校教科用図書（「特別の教科 道徳」を除くすべての教科）の採択については、当教育委員会は、教育現場である学校調査として、区内29校からの意見をまとめてもらいました。

そして、学識経験者を正副委員長として、保護者代表、校長、指導主事などにより構成する小学校教科用図書審議委員会から、採択の対象となる教科用図書の調査検討の結果について、7月20日に答申を受けました。

また、平成31年度使用新宿区立中学校教科用図書（「特別の教科 道徳」）の採択については、まず学校調査として区内10校からの意見をまとめてもらい、次いで、校長、教員の代表で構成する教科用図書を専門的に調査する調査委員会において検討をいたしました。

そして、中学校教科用図書審議委員会から、採択の対象となる教科用図書の調査検討の結果について、7月18日に答申を受けました。

その上で、当教育委員会は、小学校教科用図書については7月20日に、また、中学校教科用図書（「特別の教科 道徳」）については7月18日に、それぞれ児童・生徒及び学校の実情に十分配慮し、公正・公平に討議、検討を行いました。そして、採択の候補となる教科用図書について、最終的に5人の委員と私がそれぞれの意見を述べました。今回、全員の意見が一致して、小学校教科用図書（「特別の教科 道徳」を除くすべての教科）については、現行の教科用図書を採択の対象となる教科用図書とすることの確認を、また、中学校教科用図書（「特別の教科 道徳」）については、採択の対象となる教科用図書の1者への絞り込みを行うことができました。

こうした結果を議案として取りまとめることをご諮りいたしまして、本日の議案の提案に至っております。

今回の教科用図書採択の経過については以上となります。

◎ 第22号議案 平成31年度使用新宿区立小学校教科用書図書（「特別の教科 道徳」を除くすべての教科）の採択について

○教育長 それでは、第22号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第22号議案 平成31年度使用新宿区立小学校教科用書図書（「特別の教科 道徳」を除くすべての教科）の採択について御説明いたします。

ただいま教育長からお話がありましたように、本議案は、「特別の教科 道徳」を除く

すべての教科について、現行の教科用図書を、平成31年度においても採択するものでございます。

議案の2枚目をごらんください。

こちらにつきましては、本採択の候補となる現行の教科用図書の発行者名を記載したものでございます。なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、義務教育諸学校で使用する教科用図書は、政令で定める期間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされており、その期間は、同法施行令第15条で4年と定められておりますが、今回は新たな学習指導要領が小学校において平成32年度、2020年度から実施されることから、本議案で採択する教科用図書の使用期間は平成31年度の1年間となるものです。

第22号議案の提案理由ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立小学校で使用する教科用図書（「特別の教科 道徳」を除くすべての教科）を採択する必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

第22号議案について、御意見、御質問があればお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第22号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、第22号議案は、原案のとおり決定をいたしました。

◎ 第23号議案 平成31年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について

○教育長 次に、第23号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第23号議案 平成31年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について御説明いたします。

本議案は、平成31年度に使用する小学校教科用図書のうち、「特別の教科 道徳」について、引き続き、平成29年度に採択したものと同一の教科用図書を採択するものでございます。議案の2枚目につきましては、平成29年度に採択をいたしました「特別の教科 道徳」と

同一となる採択候補の教科用図書の発行者名を記載したものでございます。なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、義務教育諸学校で使用する教科用図書は、政令で定める期間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされており、その期間は、同法施行令第15条で4年と定められておりますが、22号議案と同様に、新たな学習指導要領が、平成32年度、2020年度から実施されることから、本議案で採択する教科用図書の使用期間は平成31年度の1年間となります。また、「特別の教科 道徳」を除くすべての教科の教科用図書につきましては、先ほどの第22号議案において採択していることから、第23号議案からは除いております。

第23号議案の提案理由ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立小学校で使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

第23号議案について、御意見、御質問があればお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第23号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、第23号議案は、原案のとおり決定いたしました。

第22号議案及び第23号議案の決定をもって、平成31年度に新宿区立小学校において使用する教科用図書を採択いたしました。

◎ 第24号議案 平成31年度使用新宿区立中学校教科用図書（「特別の教科 道徳」）の採択について

○教育長 次に、第24号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第24号議案 平成31年度使用新宿区立中学校教科用図書（「特別の教科 道徳」）の採択について御説明いたします。

本議案も、採択の候補となる教科用図書を1者に絞り込んだ理由等を議案としてまとめたものでございます。

議案の2枚目と3枚目でございますが、こちらは採択の候補となる教科用図書の発行者名と絞り込み理由等を記載したものとなっております。なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、義務教育諸学校で使用する教科用図書は、政令で定める期間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされており、その期間は、同法施行令第15条で4年と定められておりますが、中学校における新たな学習指導要領が平成33年度、2021年度から実施されることから、本議案で採択する教科用図書の使用期間は平成31年度及び平成32年度の2年間となります。

内容につきましては、教育指導課主任指導主事から説明をさせていただきます。

○主任指導主事 それでは、議案3枚目の、平成31年度使用中学校教科用図書（特別の教科 道徳）絞り込み理由について私から説明をさせていただきます。

表の一番下の段、主な絞り込み理由について、読み上げさせていただきます。

「学習の進め方」が示されているため、生徒が見通しを持って学習を進めることができ、教員にとって扱いやすい。

「プラットフォーム」の資料は、生徒の視野を広げ、より深く考察できるよう工夫されている。

「道徳ノート」は、生徒の考えを誘導せず、自分が考えたことを記述できるよう工夫されている。

「道徳ノート」には、「振り返り」の欄があり、生徒が自身の学習を振り返ることができる。

高齢化社会に関連した介護や在宅医療に関係した教材が取り上げられており、現代的な課題について考えることができる。

以上でございます。

○教育調整課長 第24号議案の提案理由ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立中学校で使用する教科用図書（「特別の教科 道徳」）を採択する必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

第24号議案、委員の皆さんの中で絞り込みを進めてまいりましたけれども、御意見、御質問があればお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第24号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。異議なしということですので、第24号議案は、原案のとおり決定いたしました。

◎ 第25号議案 平成31年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について

○教育長 次に、第25号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第25号議案 平成31年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について御説明いたします。

本議案は、平成31年度に使用する中学校教科用図書のうち、「特別の教科 道徳」を除くすべての教科について、引き続き、平成27年度に採択したものと同一の教科用図書を採択するものでございます。

議案の2枚目につきましては、平成27年度に採択をいたしましたものと同一となる採択候補の教科用図書の発行者名を記載したものでございます。なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、義務教育諸学校で使用する教科用図書は、政令で定める期間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされており、その期間は、同法施行令第15条で4年と定められております。平成31年度に使用する中学校教科用図書のうち、「特別の教科 道徳」を除くすべての教科につきましては、平成27年度に採択したものと同一の教科用図書についての4年目の採択となるものです。また、「特別の教科 道徳」の教科用図書につきましては、先ほど第24号議案において採択されていることから、第25号議案からは除いております。

第25号議案の提案理由ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立中学校で使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

第25号議案について、御意見、御質問があればお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第25号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、第25号議案は、原案のとおり決定いたしました。

第24号議案及び第25号議案の決定をもちまして、平成31年度新宿区立中学校において使用する教科用図書を採択いたしました。

◎ 第26号議案 平成31年度使用新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について

○教育長 次に、第26号議案の説明を教育調整課長からお願いをいたします。

○教育調整課長 それでは、第26号議案 平成31年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について御説明いたします。

初めに、議案の3枚目と4枚目の裏面をごらんください。

こちらは文部科学省検定済教科書の採択候補となっております。区立の特別支援学校並びに区立の小学校及び中学校の特別支援学級において使用する文部科学省検定済教科書につきましては、区立の小・中学校で使用する教科用図書と同じものを採択することとされています。

こちらの一覧は、区立小学校と中学校で採択したものと同一の教科用図書の発行者名を記載したものでございます。

なお、中学校の特別支援学級用と特別支援学校の中学部用の一覧につきましては、今回採択いただいた道徳の日本文教出版が新たに加わっております。

次に、文部科学省著作教科書についてです。議案の5枚目と6枚目の裏面をごらんください。

こちらが、文部科学省著作教科書の一覧となっております。

次に、一般図書について御説明いたします。

小学校、中学校及び特別支援学校において、検定済みの教科用図書、または文部科学省著作の教科用図書を使用することが学校教育法において義務づけられておりますが、同法の附

則第9条において、文部科学大臣の定めるところにより、教科用図書以外の教科用図書を使用することができるとなっております。この教科用図書以外の図書を教科用図書として使用するものが一般図書です。

議案の7枚目以降が、東京都教育委員会が調査いたしました一般図書の一覧となっております。一般図書につきましても、265ページから270ページにかけて道徳が追加をされております。

また、この議案の最後の2枚、クリップどめ一番後ろが答申になっておりますので、その前の2枚でございますが、最後の2枚が一般図書のうち、拡大教科書の一覧になっております。特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級で使用する文部科学省著作教科書及び一般図書は、毎年度種目ごとに採択することとなっております。文部科学省著作教科書については、文部科学省から出されている教科書目録記載の知的障害者用すべてを、一般図書については、東京都教育委員会から出された特別支援教育教科書調査研究資料に記載されたすべての図書、第22号議案、第23号議案、第24号議案及び第25号議案で採択された教科用図書と同一の発行者の拡大教科書の採択をお願いするものです。

採択に当たりましては、文部科学省の著作教科書及び一般図書審議委員会から7月20日に教育委員会充て答申が出されております。

なお、各学校が使用する一般図書につきましては、各学校に対し事前に希望調査を行いました。東京都の調査研究資料に記載された図書以外の希望がありませんでしたので、調査委員会調査及び学校調査を実施する必要はありませんでした。この審議委員会において、文部科学省著作教科書、東京都の調査研究資料に記載された一般図書及び拡大教科書について審議した結果、そのすべてについて、使用が適当であるとの答申をいただいております。

第26号議案の提案理由ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書を採択する必要があるためです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

第26号議案について、御意見、御質問があればお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第26号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 異議なしということですので、第26号議案を、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

◎ 閉 会

○教育長 次に、本日の日程では予定されている報告事項はありませんが、事務局からの報告事項はありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

○教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

午後 2時23分閉会